

ワーキング・グループの運営について

令和4年5月9日

ジェンダー統計の観点からの性別欄検討WG座長決定

「計画実行・監視専門調査会運営規則」（令和3年5月12日計画実行・監視専門調査会決定）に準じ、ワーキング・グループの運営について、以下のとおり定める。

1 開催方法

ワーキング・グループは、原則として、オンラインで開催する。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、対面で開催する場合もある。

2 議事の公表の在り方

(1) ワーキング・グループは、非公開とする。

(2) ワーキング・グループの終了後速やかに、配布資料を公表する。また、議事録を作成し、発言者に確認の上、公表する。